

公 募 公 告

下記のとおり公告に付します。

令和6年2月7日

高知県警察本部長
高清水 善弘

記

1 公募に付する事項

本業務は、仮運転免許試験補助業務及び仮運転免許証作成、交付業務委託の募集であり、現在の契約者以外に「2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、本業務の実施を希望する者に対して、参加意思確認書の提出を求めるものである。

なお、応募要件を満たす申込者があった場合は、随意契約による契約手続を行うことを予定している。

業 務 名	期 間	備考
仮運転免許試験補助業務及び仮運転免許証作成、交付業務委託	令和6年4月1日 ） 令和7年3月31日	

2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 別添1「令和6年度取得時講習等の委託に関する高知県公安委員会認定審査について」（以下この項において「認定審査」という。）に掲げる次の基準を満たした者であること。
 - 認定審査第2の「2 仮運転免許証関係業務」に規定する免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人
 - 認定審査第3「公安委員会の認定要件」の1から4までの要件を満たしていること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 高知県から物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- 契約を完全に履行する体制及び能力を備えている者であること。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 公募に参加するために必要な高知県公安委員会の認定審査

令和6年度に実施予定の取得時講習業務委託に係る公募に参加を希望する者は、事前に「高知県公安委員会の認定」を受ける必要がある。

(1) 日程

- 認定書類交付：令和6年2月7日（水）～同年2月21日（水）（15日間）
- 認定審査受付：令和6年2月14日（水）～同年2月21日（水）（8日間）
- 認定審査：令和6年2月22日（木）～同年2月26日（月）（5日間）

(2) 申請書類、提出要領等

認定を受けるために必要な書類の入手方法、認定申請するための書類の提出方法については、別添1「令和6年度取得時講習等の委託に関する高知県公安委員会認定審査について」の第5「申請手続」に記載のとおり。

4 公募手続等の問い合わせ先、参加意思確認書の提出期限等

(1) 担当部局

ア 業務の認定基準に関する事項

〒781-2120 吾川郡いの町枝川200

高知県警察本部交通部運転免許センター 試験係

電話番号 088-893-1221 内線351

イ その他の事項

〒780-8544 高知市丸ノ内2丁目4-30

高知県警察本部会計課 用度係

電話番号 088-826-0110 内線2231

(2) 参加意思確認書の提出期限及び場所

別添2の様式により、令和6年3月1日（金）午後5時までに、上記(1)のイまで提出すること。

(3) 公募参加者は、高知県警察本部担当者が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。

5 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格がない者の参加意思確認書等は無効とする。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(3) 令和6年度高知県一般会計当初予算が議決されなかった場合は、募集を中止することとし、公募参加者には別途通知する。また、募集中止によって発生した公募参加者の費用について、県は負担しない。

(4) 資格等に関する書類は返還しない。

別添 1

令和 6 年 2 月

令和 6 年度
取得時講習等の委託に関する
高知県公安委員会認定審査について

高知県警察本部交通部運転免許センター

令和6年度
取得時講習等の委託に関する高知県公安委員会認定審査について

令和6年度における取得時講習、原付講習業務及び仮運転免許関係業務は、高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認定した法人に委託するものです。

従って、本業務の委託契約を希望する方は、下記のとおり、公安委員会が行う審査を受け、適格と認定されることが必要です。

注） 上記「法人」については、法人格を有するものであればその種類を問わず、株式会社、有限会社等の会社のほか、公益法人、特殊法人、非営利法人(NPO法人)、さらには、市町村等地方公共団体も含まれます。

記

第1 委託する業務

1 取得時講習業務

取得時講習は、道路交通法（昭和35年法律105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第4号、第5号、第7号及び第8号に基づき、運転免許の取得を希望する者のうち、運転免許センターの技能試験を合格した者に対し、公安委員会が実施する講習をいいます。

2 原付講習業務

原付講習は、法第108条の2第1項第6号に基づき、原付免許を受けようとする者に対し、公安委員会が実施する講習をいいます。

3 仮運転免許証関連業務

法第87条第1項に規定する仮運転免許試験を受けようとする者に対する仮運転免許試験補助及び仮運転免許証作成・交付等の補助業務及びこれに付随する事務をいいます。

第2 委託を受けることができる者

1 取得時講習及び原付講習

法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条の3により「道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認めるもの」となります。

2 仮運転免許証関係業務

法第108条第1項及び府令第31条の4の2により「免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人」となります。

第3 公安委員会の認定要件

1 人の目的

道路における交通の安全に寄与することを目的としている法人であること。

2 組織

(1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談

役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)が以下に該当する者でないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第117条の2第2項第1号、第2号、第117条の2の2第6号、第7号、第117条の4第1項第1号、第118条第2項第3号、第4号、第119条第2項第4号、第119条の2の4第2項及び同法第123条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

カ 精神機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれのある者

(2) 主たる事務所を県内に有し、職員を専従させることができること。

(3) 部下職員に対する指導監督の地位にある責任者を配置すること。

(4) 責任者は、講習業務に関しトラブルが生じた場合は即時対応し、解決する能力を有すること。

(5) 責任者及び委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。

(6) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理を行うことができること。

3 設備

業務を適正かつ確実にを行うために必要な施設その他の設備並びに車両等が整備されていること。

4 能力

(1) 業務を行うために必要な能力を有する者が必要数以上置かれていること。

(2) 令和6年4月1日から、委託業務を確実に履行できること。

第4 認定のための事前提出書類

1 定款

2 役員の名簿、生年月日及び住所を記載した名簿

3 役員が下記のいずれかに該当する者でないことを誓約する書面（別記第1号様式）

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

(2) 禁固以上の刑に処せられ、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条の2第2項第1号、第2号、第117条の2の2第6号、第7号、第117条の4第1項第1号、

第118条第2項第3号、第4号、第119条第2項第4号、第119条の2の4第2項及び同法第123条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - (6) 精神機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれのある者
- 4 組織体制に関する一覧表（事務分掌表等）
 - 5 個人情報保護規定の写し又はこれに係る遵守契約書
 - 6 管理する車両及び資器材の一覧表
 - 7 財務諸表（前年度の収入が記載されているもの）

第5 申請手続

1 申請資料の配付・提出及び問い合わせ先

高知県警察本部交通部運転免許センター講習係
〒781-2120 高知県吾川郡いの町枝川200番地
電話番号088-893-1221（内線371）

2 提出方法

申請資料は前記1の場所に直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業若しくは同第9項に規定する特定信書郵便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付して下さい（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明できるものとしてください。）。

3 提出部数

1部

第6 審査要領

審査については、別記第2号様式の公安委員会認定審査書及び別記第3号様式の公安委員会認定申請書添付書類チェック表により行います。

第7 審査結果の通知

審査結果については、電話で通知するとともに、認定の場合は別記第4号様式を郵送し、不認定の場合は別記第5号様式を郵送します。

第8 その他申請資料の様式

申請資料の様式については、別記のとおりです。

第1号様式

誓約書

次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）とする者でないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条の2第2項第1号、第2号、第117条の2の2第6号、第7号、第117条の4第1項第1号、第118条第2項第3号、第4号、第119条第2項第4号、第119条の2の4第2項及び同法第123条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 6 精神機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれのある者

高知県公安委員会 殿

令和 年 月 日

所在地又は住所

法人の名称

代表者氏名

公安委員会認定審査書

※ 認定審査の根拠

● 取得時講習及び原付講習

【道路交通法第108条の2第3項】

公安委員会は、内閣府令で定める者に第1項第1号、第3号から第9号まで、第11号から第13号まで、第15号若しくは第16号に掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

【道路交通法施行規則第38条の3】

道路交通法第108条の2第3項の内閣府令で定める者は、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものとする。

● 仮運転免許証作成・交付補助業務

【道路交通法第108条第1項】

公安委員会は、政令で定めるところにより、この章に規定する免許に関する事務（免許の拒否及び保留、免許の条件の付与及び変更、運転免許試験及び適性検査の結果の判定並びに免許の取消し及び効力の停止に係る事務その他の政令で定める事務を除く。次項において「免許関係事務」という。）の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

【道路交通法施行規則第31条の4の2】

道路交通法第108条第1項の内閣府令で定める法人は、免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人とする。ただし、国家公安委員会規則で定める免許関係事務については、当該免許関係事務の実施に必要な能力を有する者として国家公安委員会規則で定めるものが当該免許関係事務の業務を行うために必要な数以上置かれている法人に限るものとする。

申請 法人	法人の名称		
	主たる事業所の所在地		
	代表者の 本籍所 住 所 ふりがな 氏 名 生 年 月 日		
審査内容		審査結果	確認書類
○ 道路における交通の安全に寄与することを目的としていること。		適・否	定款
○ 免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すること。		適・否	定款

○ 当該講習を行うのに必要な組織、設備及び能力を有していること。				
組 織	役員が、次のいずれかに該当する者でないこと。			
	1	イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの	適・否	役員の名簿 別記第1号様式
		ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条の2第2項第1号、第2号、第117条の2の2第6号、第7号、第117条の4第1項第1号、第118条第2項第3号、第4号、第119条第2項第4号、第119条の2の4第2項及び同法第123条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者	適・否	役員の名簿 別記第1号様式
		ハ 集团的に又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者	適・否	役員の名簿 別記第1号様式
		ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの	適・否	役員の名簿 別記第1号様式
		ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者	適・否	役員の名簿 別記第1号様式
		ヘ 精神機能の障害により業務を適性に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれのある者	適・否	役員の名簿 別記第1号様式
	2	主たる事務所を県内に有すること。	適・否	定款
	3	部下職員に対する指導監督の地位にある責任者を配置すること。	適・否	組織体制表
	4	責任者は、講習業務に関しトラブルが生じた場合は即時対応し、解決する能力を有すること。	適・否	組織体制表
5	責任者及び委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。	適・否	組織体制表	

組織	6	個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理を行うことができること。	適・否	当該規程の写し 又は遵守誓約書
設備	7	講習の業務に必要な資機材等を証明する書面	適・否	管理車両等一覧表
能力	8	当該講習における指導に必要な能力を有する者等が必要数以上置かれていること。	適・否	組織体制表等
	9	令和6年4月1日から、委託業務を同日から確実に履行できる者であること。	適・否	管理車両等一覧表 組織体制表等
最終審査結果				

審査年月日	令和 年 月 日
審査担当者	交通部運転免許センター 講習担当補佐 警部

第3号様式

公安委員会認定申請書添付書類チェック表		
受理番号	申 請 者	
	法人の名称	
	代表者氏名	

認 定 確 認 資 料		適否欄
1	定款	適 ・ 否
2	役員の名簿及び住所を記載した名簿	適 ・ 否
3	役員全員が欠格事項に該当しないことを誓約する書面(第1号様式)	適 ・ 否
4	組織体制に関する一覧表(事務分掌表等)	適 ・ 否
5	個人情報保護規定の写し又はこれに係る遵守契約書	適 ・ 否
6	管理する車両及び資器材の一覧表	適 ・ 否
7	財務諸表(前年度の収入が記載されているもの)	適 ・ 否

注：上記2の書類は、申請日前1月以内に発行された原本又は写しとする。

審査年月日 令和 年 月 日 審査担当者 交通部運転免許センター 講習担当補佐 警部
--

第4号様式

公委免発第 号
令和 年 月 日

様

高知県公安委員会 印

令和6年度取得時講習業務等の委託に関する高知県公安委員会認定
審査について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のありましたみだしの件につきましては、審査の
結果、下記のとおり適格と認定しましたので通知します。

記

1 認定した法人

主たる事業所の住所
法人の名称
代表者の氏名

2 認定した業務

- (1) 取得時講習業務
- (2) 原付講習業務
- (3) 仮運転免許試験補助及び仮運転免許証作成・交付補助業務

3 認定番号

令和 年第 号

4 認定年月日

令和 年 月 日

5 認定期間

令和 年4月1日から令和 年3月31日まで

6 注意事項

認定後に、法人の名称、主たる事業所の所在地、代表者の氏名の変更があつたときは、都度、遅滞なく変更事項を証する書類を高知県公安委員会に提出すること。

様

高知県公安委員会 印

令和6年度運転免許に係る講習業務の委託に関する高知県公安委員会認定審査について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のありましたみだしの件につきましては、審査の結果、下記のとおり不適格と認定しましたので通知します。

記

- 1 不適格とした法人
主たる事業所の住所
法人の名称
代表者の氏名
- 2 不適格とした業務
 - (1) 取得時講習業務
 - (2) 原付講習業務
 - (3) 仮運転免許試験補助及び仮運転免許証作成・交付補助業務
- 3 不適格と判断した理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別添 2

参加意思確認書

令和 年 月 日

高知県警察本部長 高清水 善弘 様

住所

氏名

印

私は、令和6年2月7日付けで公募のあった下記業務の公募要領において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので、参加意思確認書を提出します。

記

1 業務名（参加を希望する業務の□をチェック）

- 取得時講習業務委託（期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日）
- 原付講習業務委託（期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日）
- 仮運転免許試験補助及び仮運転免許証作成・交付補助業務
（期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日）

2 添付書類

「令和6年度取得時講習等の委託に関する高知県公安委員会認定審査について」における審査結果として通知される別記第4号様式の高知県公安委員会認定審査に関する通知の写し

業務委託契約書（単価契約）【案】

- 1 委託業務名 仮運転免許試験補助業務及び仮運転 免許証作成、交付業務委託
- 2 契約期間 自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

3 委託料

項目	単位	単価
仮免許試験補助	1件	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)
仮免許証作成、 交付	1件	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

- 4 契約保証金 納付 (¥) ・ 免除
- 5 成果物 有り ・ 無し
- 6 著作権の帰属 委託者 ・ 委託者と受託者共有 ・ 受託者 ・ 無し
- 7 遅延利息又は延滞違約金の率（第21条第2項及び第3項） 年2.5%
- 8 個人情報等取扱特記事項 有り ・ 無し
- 9 特記事項

上記の業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証としてこの契約書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が電子署名を行うものとする。

令和 年 月 日

委託者 高知県
契約担当者 高知県警察本部長 高清水 善弘

受託者 住所
氏名

(総則)

- 第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
- 2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
 - 3 乙は、契約書記載の業務を契約書記載の契約期間中、甲の発注のあるごとに、履行期限内に完了し、甲は、その委託料を支払うものとする。ただし、契約の目的物（以下「成果物」という。）が有る場合は、乙が成果物を甲に引き渡した後、甲は、その委託料を乙に支払うものとする。
 - 4 乙は、この契約書及び別紙仕様書並びにこれらに基づく甲の指示又は通知（以下「仕様書等」という。）に従って、委託業務を履行しなければならない。
 - 5 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(仕様書等に関する通知義務)

- 第2条 乙は、仕様書等によることができないとき又は仕様書等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

(契約の保証)

- 第3条 乙は、この契約の締結と同時に、契約書に定める契約保証金を甲に納付しなければならない。
- 2 前項の契約保証金は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。
 - 3 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、遅滞なく契約保証金を還付するものとする。
 - 4 契約保証金には、利息を付さないものとする。
 - 5 第1項の規定にかかわらず、甲が高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第40条各号のいずれかの規定に該当すると認めた場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託業務が完了した後の履行実績等の譲渡に伴う債務引受)

- 第4条の2 前条の規定にかかわらず、乙は、委託業務が完了した後において、この委託業務に係る履行実績等を第三者に譲渡する場合は、この委託業務が完了した後に第22条、第28条、第28条の2及び第28条の3の規定により効力が生ずる乙の債務をその第三者に引き受けさせなければならない。
- 2 乙は、履行実績等を第三者に譲渡したときは、速やかに当該履行実績等の譲渡及び債務の引受けを証する譲渡契約書等の写しを甲に提出しなければならない。
 - 3 前2項の規定は、契約期間の末日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

(再委託等の禁止)

- 第5条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(法令上の責任)

第6条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）及びその他法令上の全ての責任を負って従業員を管理し、甲に対し責任を及ぼさないものとする。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第7条 乙は、この契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第23条の2第1項において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

(個人情報等の保護)

第8条の2 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を取扱う場合、その取扱いについては、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(特許権等の使用)

第9条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(グリーン購入等)

第10条 乙は、委託業務の実施において物品等を調達する場合は、甲が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(仕様書等と業務内容が一致しない場合の是正の義務)

第11条 乙は、委託業務の内容が仕様書等又は甲乙協議の内容に適合しない場合において、甲がその是正を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

(委託業務に従事する者に対する措置請求)

第12条 甲は、委託業務に従事する者が委託業務の実施につき著しく不相当であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(委託業務の調査等)

第13条 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況につき、随時に調査し、又は必要な報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(業務内容の変更等)

第14条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、甲及び乙は、協議内容を書面に定めるものとする。

(事情変更)

第15条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変その他予期することのできない事由によりこの契約に定める条件が不適当となったときは、協議して契約を変更することができる。

(乙の請求による履行期限の延長)

第16条 乙は、その責めに帰することができない事由により履行期限内（甲が発注ごとに指定する履行期限又は仕様書に定める履行期限をいう。第21条第1項及び第23条第1項第2号において同じ。）に委託業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期限の延長変更を請求することができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(甲の請求による契約期間又は履行期間の短縮)

第17条 甲は、特別の理由により契約期間又は履行期間を短縮する必要があるときは、契約期間又は履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。この場合における短縮日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(危険負担)

第18条 成果物が有る場合は、成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他委託業務を行うに当たり生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担する。成果物が無い場合は、委託業務を行うに当たり生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担する。ただし、成果物の有無にかかわらず、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由によるものについては、この限りでない。

(第三者に対する賠償責任)

第18条の2 甲は、前条の規定により乙が賠償すべき損害を乙に代わって第三者に賠償した場合には、乙に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償するものとする。

(検査及び引渡し)

第19条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書等を甲に提出しなければならない。ただし、成果物が有る場合は、乙は、履行期限までに業務完了報告書等を成果物とともに甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書等を受領した日から10日以内に仕様書等に定める内容に基づき委託業務の完了を確認し、検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格と認められ、補正を命じられたときは、乙は、直ちに補正して甲の再検査を受けなければならない。この場合において、乙は、委託料の増額を請求することはできない。
- 4 成果物が有る場合、成果物の引渡しは、前2項の規定による検査又は再検査に合格したときに行われたものとする。
- 5 成果物が有る場合、成果物の所有権は、前項の規定による引渡しの日をもって乙から甲に移転するものとする。

(委託料の支払)

第20条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対し委託料の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から30日以内に委託料を乙に支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金等)

第21条 乙が履行期限内に委託業務を完了することができない場合においては、乙は、甲に対して、第27条第1項の損害賠償とは別に、延滞違約金を支払うものとする。ただし、乙が委託業務を完了できない理由が乙の責めに帰することができない事由によるもので

- あるとき又は延滞違約金の額が100円に満たないときは、この限りでない。
- 2 前項の延滞違約金の額は、当該履行遅滞部分に係る委託料につき、遅延日数に応じ、「7 遅延利息又は延滞違約金の率」の割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。）とする。
 - 3 甲の責めに帰すべき事由により、前条第2項に規定する委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、「7 遅延利息又は延滞違約金の率」の割合で計算した額を遅延利息として甲に請求することができる。
 - 4 第1項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを延滞違約金に充当することができる。

（契約不適合責任）

- 第22条 甲は、仕様書等に定める内容若しくは成果物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下この条において「契約不適合」という。）があるときは、乙に対してその契約不適合の修補、交換、補充その他の方法による履行の追完を請求（以下この条において「追完請求」という。）することができる。
- 2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告してもその期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求（以下この条において「委託料減額請求」という。）することができる。
 - 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、催告をすることなく直ちに委託料減額請求をすることができる。
 - （1） 履行の追完が不能であるとき。
 - （2） 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - （3） 特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達成することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - （4） 前各号に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
 - 4 追完請求又は委託料減額請求は、契約不適合が仕様書等の内容により生じたものであるときは、行うことができない。ただし、乙が、仕様書等の内容が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。
 - 5 第1項から第3項までの規定は、第27条の規定による損害賠償の請求並びに第23条、第23条の2及び第23条の3の規定による解除権の行使を妨げない。
 - 6 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、前各項までに規定する追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が甲による検査に合格したときその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（甲の解除権）

- 第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、催告することなく直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- （1） 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
 - （2） 履行期限内に委託業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - （3） 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
 - （4） 破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。
 - （5） 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
 - （6） この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。

- (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、委託料の支払総額（契約期間中において、支払実績額及び残存期間における支払推計額）の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に違約金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。
- 4 第2項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを違約金に充当することができる。

（暴力団排除措置による解除）

第23条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
- ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者
- イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
- ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））
- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用してしていると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用してしていると認められるとき。
- (8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用してしていると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 第7条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（談合等の不正行為があった場合の解除）

第23条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、契約

を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (3) 乙（法人の場合にあっては、その役員及びその使用人もこれを含む。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。
 - (4) 納付命令又は排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下この号及び次号において「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第28条第1項第1号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。）。
- 2 第23条第2項から第4項までの規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（甲によるその他の解除権）

- 第24条 甲は、委託業務が完了するまでの期間は、第23条第1項、第23条の2第1項及び前条第1項の規定による場合を除くほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことによって乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

- 第25条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第14条の規定により業務内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第14条の規定による業務の中止期間が契約期間の10分の5（契約期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（契約解除後の出来高払）

- 第26条 甲は、契約が解除された場合において、乙が既に完了している委託業務のうち、甲の検査に合格し、かつその引渡しを受けることによって甲が利益を受ける部分（以下この項において「出来高」という。）があるときは、引渡しを受けるものとし、当該出

来高に相応する委託料を支払うものとする。

(損害賠償)

第27条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、義務の不履行が乙の責めに帰することができない事由によるものである場合には、この限りでない。

- 2 甲は、第23条第1項又は第23条の2第1項の規定によりこの契約を解除したときにおいて、第23条第2項に定める（第23条の2第2項において準用する場合を含む。）違約金の額を超える損害がある場合は、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを損害金に充当することができる。
- 4 第1項及び第2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に損害金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。

(談合等の不正行為があった場合の賠償額の予定)

第28条 乙は、第23条の3第1項各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の支払総額（契約期間中において、支払実績額及び残存期間における支払推計額）の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条に規定する納入の通知をいう。次条第1項において同じ。）を発する日の属する月の翌月の末日（当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。次条第1項において同じ。）までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第23条の3第1項第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれかに該当する場合であって、納付命令又は排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合
 - (2) 第23条の3第1項第3号に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害金が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過した損害金にこの契約における委託料の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の遅延利息を付した額を請求することができる。
 - 3 前2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に賠償金並びに損害金及び遅延利息（次項において「賠償金等」という。）を支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。
 - 4 前3項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを賠償金等に充当することができる。
 - 5 前各項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。

(談合等の不正行為があった場合の違約罰としての違約金)

第28条の2 乙は、第23条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、前条の賠償額の予定とは別に、違約罰としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。

- 2 前項の違約罰としての違約金の額は、委託料の支払総額（契約期間中にある場合は、支払実績額及び残存期間における支払推計額）の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。）とする。ただし、乙が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、該当する号（複数該当する場合はそれぞれの号）に定める額を違約金額から減額した額とする。
- (1) 乙が共同企業体であって、その構成員中に、第23条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する構成員（以下この条において「違約罰対象構成員」という。）以外の構成員がある場合 違約金額に違約罰対象構成員以外の構成員の共同企業体協定書に規定する出資割合（第3号において「出資割合」という。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）
 - (2) 乙（乙が共同企業体である場合を除く。）がこの契約に関し独占禁止法第7条の4第2項若しくは第3項又は第7条の5第3項の規定による課徴金の減額（以下この項において「課徴金の減額」という。）を受けた事業者（公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。次号において同じ。）である場合 違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）
 - (3) 乙が共同企業体であって、その構成員中に、この契約に関し課徴金の減額を受けた事業者がある場合 違約金額に課徴金の減額を受けた構成員の出資割合を乗じて得た額に、その者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）
- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての違約罰対象構成員（過去に違約罰対象構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に違約罰としての違約金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。
- 4 前項の場合において、共同企業体の代表者が第23条の3第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しないときは、甲は、納入の通知その他の行為を違約罰対象構成員のうちいずれかの者に対して行うものとし、甲が当該者に対して行った行為は、すべての違約罰対象構成員に対して行ったものとみなす。また、すべての違約罰対象構成員は、甲に対して行う行為について、当該者を通じて行わなければならない。
- 5 前各項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。

（乙の文書提出義務）

第28条の3 乙（乙が法人である場合は、その役員及びその使用人もこれに含むものとし、乙が共同企業体である場合は、その構成員並びにその構成員の役員及び使用人もこれに含むものとする。）は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書（この契約書の規定により甲から発せられた文書を除く。）の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。

3 前2項の規定は、契約期間の末日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

（損害金等の徴収）

第29条 乙がこの契約に基づく損害金、違約金、延滞違約金、賠償金又は違約罰としての違約金（以下この項において「損害金等」という。）を甲の指定する期間（第28条に規定する賠償金にあつては同条第1項に、第28条の2に規定する違約罰としての違約金にあつては同条第1項にそれぞれ規定する期間とする。以下この項において同じ。）内に支払わないときは、乙は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して当該遅延した損害金等を甲に支払った日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。）の遅延利息を甲に納付しなければならない。この場合において、甲が乙に支払うべき委託料があるときは、甲は、当該委託料と、未払いとなっている損害金等と遅延利息の合計額とを対当額で相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100円に満たないときは、この限りでない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第30条 第21条第2項及び第3項、第28条第2項並びに前条の規定による延滞違約金、遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(成果物の著作権が甲に帰属する場合の取扱い)

第31条 成果物の著作権が甲に帰属するときは、委託業務の成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。以下同じ。）は、第19条第4項の規定による引渡しの日をもって乙から甲に移転するものとする。

- 2 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾するものとする。
- (1) 成果物の内容を公表すること。
 - (2) 成果物を利用して甲の業務を実施すること。
 - (3) 前号の目的及び運営、広報等のために必要な範囲内で、成果物を甲が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は甲の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- 3 甲が著作権を行使する場合において、乙は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使しないものとする。
- 4 乙は、成果物の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。
- 5 乙は、甲に対して、委託業務の成果物が、第三者の著作権を侵害するものでないことを保証する。
- 6 委託業務の成果物が第三者の著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じなければならない。ただし、当該侵害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(成果物の著作権が甲乙共有に属する場合の取扱い)

第32条 成果物の著作権が甲乙共有に属するときは、委託業務の成果物に係る著作権は、第19条第4項の規定による引渡しの日をもって甲乙共有に属するものとする。

- 2 乙は、甲に対し、前条第2項第1号から第3号までに掲げる成果物の利用を許諾するものとし、甲以外の第三者に許諾しないものとする。
- 3 乙は、成果物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。
- 4 前条第3項から第6項までの規定は、第1項の規定により著作権が甲乙共有に属する場合に準用する。

(成果物の著作権が乙に属する場合の取扱い)

第33条 成果物の著作権が乙に属するときは、委託業務の成果物に係る著作権は、第19条第4項の規定による引渡しの日をもって乙に属するものとする。

- 2 第31条第3項から第6項までの規定は、第1項の規定により著作権が乙に属する場合に準用する。

(契約の費用)

第34条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第35条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第36条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も同様とする。

2 業務責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう、業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所等の特定)

第4 乙は、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ甲に届け出なければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、あらかじめ甲に届け出なければならない。

3 乙は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的安全管理措置を講ずるものとする。

4 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(従事者に対する教育)

第5 乙は、業務従事者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合又は二以上の段階にわたる委託である場合を含む。以下同じ。）は、あらかじめ次に掲げる項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託の期間
- (3) 再委託の相手方
- (4) 再委託が必要である理由
- (5) 再委託で取り扱う個人情報等
- (6) 再委託の相手方に求める個人情報等保護措置の内容

- (7) 前号の個人情報等保護措置の内容を遵守し、個人情報等を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約
 - (8) 再委託の相手方の監督方法
 - (9) その他甲が必要があると認める事項
- 2 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。
- (1) 再委託先
 - (2) 再委託をする業務の内容
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託先の責任体制
 - (5) 再委託先の個人情報等の保護に関する事項の内容及び監督方法
 - (6) その他甲が必要があると認める事項
- 3 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、再委託を行った場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報等の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 5 乙は、再委託を行った場合は、その履行状況を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

- 第8 乙は、この委託業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(収集及び保管の制限)

- 第9 乙は、この契約による業務を行うために個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

- 第10 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報等について、番号法第19条各号に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(提供の求めの制限)

- 第11 乙は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。以下同じ。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(複写、複製及び作成の禁止)

- 第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 2 乙は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(個人情報等の適正管理)

第13 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報等の適正な管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容及び必要に応じて台帳等を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (2) 特定個人情報等を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (3) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等で個人情報等を保管すること。
- (4) 甲の承諾があるときを除き、特定した場所から個人情報等を持ち出さないこと。
- (5) 個人情報等を電子データで持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を行うこと。
- (6) 個人情報等を電子データで保管する場合は、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報等を扱う作業を行わせないこと。
- (8) 個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えい等につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(外的環境の把握)

第14 乙は、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第15 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等について、この契約の終了後甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、前項の個人情報等を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(報告義務)

第16 甲は、この契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の管理状況について、必要があると認めるときは、乙に報告を求めることができる。

(検査及び調査)

第17 甲は、この契約による業務の処理に伴う個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取扱いについて、秘匿性等その内容やその量等に応じて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、乙又は再委託先に対して、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により行うものとする。

- 2 甲は、前項の目的を達成するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。
- 3 甲は、この契約による業務の処理に伴う特定個人情報等の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、乙に対して調査を行うことができる。
- 4 甲は、前項の目的を達成するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をす

ることができる。

(事故報告)

第18 乙は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故に係る個人情報等の内容、件数、発生場所、発生状況等を書面により速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(損害賠償)

第19 乙は、特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が被害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

月額精算に係る特記事項

(委託料の請求)

第1条 乙は、契約書第19条第1項の規定にかかわらず、仕様書第13に定めるところにより、1か月分の委託業務を完了し、検査に合格したときは、当該月分の委託料の支払いを、仕様書の別記第11号様式「請求書」により、甲に請求するものとする。

(委託料の支払い)

第2条 甲は、前条の規定により請求書を受領した日から30日以内に請求のあった委託料を支払うものとする。

高知県警察本部長 様

受託者 住所又は所在地
氏名又は商号
代表者氏名

印

「仮運転免許試験補助業務及び仮運転免許証作成、交付業務委託」契約に関する個人情報等の責任体制等について、下記のとおり報告します。

記

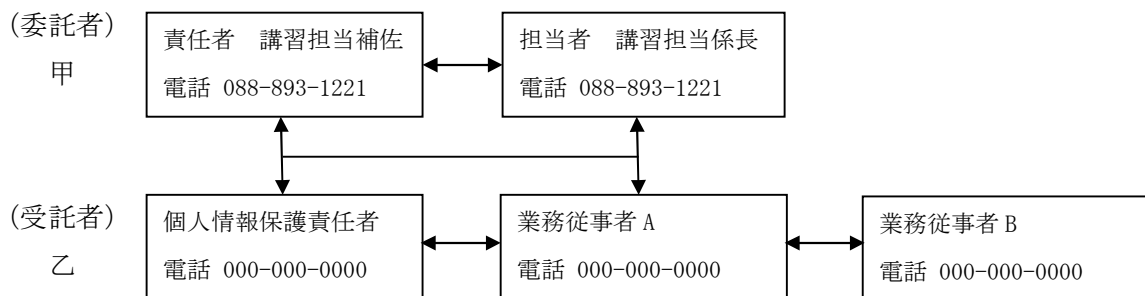
1 責任体制等に関する事項

業務責任者	(所属・役職)	
業務従事者	(所属・役職)	
	(所属・役職)	
	(所属・役職)	
	(所属・役職)	
	(所属・役職)	
業務従事者への教育方法	(具体的に記入)	

2 個人情報等の管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	

3 事故発生時の連絡体制



仮運転免許試験補助業務及び仮運転免許証作成、交付業務委託仕様書

第1 委託業務名

仮運転免許試験補助業務及び仮運転免許証作成、交付業務

第2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

第3 委託業務実施場所等

指定自動車教習所（以下「指定校」という。）の入校生に対する仮運転免許（以下「仮免許」という。）試験、仮運転免許証（以下「仮免許証」という。）作成及び交付は、入校生の利便を考慮し当該教習所の施設内において行うものとする。

第4 委託業務予定件数

教習所名	委託予定件数	
	補助	作成・交付
安芸自動車学校	570	510
東部自動車学校	500	410
南国自動車学校	550	490
高知県自動車学校	900	810
高知自動車学校	1,250	1,080
高知中央自動車学校	2,800	2,600
高知ニュードライバー学院	900	750
新土佐自動車学校	380	300
須崎自動車学校	450	350
四万十自動車学校	800	650
宿毛自動車学校	400	350
合計	9,500	8,300

※：あくまで委託期間中の見込み件数であり、必ず上記の件数の申請があることを約束するものではない。

第5 委託業務運営の基本方針

仮免許試験及び仮免許証の作成、交付業務は、本来公安委員会が行う業務であるが、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総府令第60号。以下「規則」という。）第31条の4の2の規定に基づき、仮免許試験の補助及び仮免許証の作成、交付業務を委託するものであり、あくまでも公安委員会の責任の下に行うものである。

したがって、委託業務の取扱いは、すべて公安委員会の指導監督に従い行うものとする。

また、法第108条第2項の規定により業務の委託を受けた教習所の職員又はこれらの職にあった者は、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているので、関係職員に対する指導教養を行い、その記録を契約後1年間保管すること。

第6 委託業務の内容

1 仮免許試験補助業務

法第89条に基づく仮免許試験を受けようとする者に対する仮免許試験の補助業務（以下「補助業務」という。）

2 仮免許証作成、交付業務等

(1) 法第89条に基づく仮免許試験の合格者に対する仮免許証の作成、交付業務（以下「交付業務」という。）

(2) 法第94条第3項に基づく免許の再交付申請にかかる仮免許証の作成、交付業務（以下「再交付業務」という。）

第7 仮免許試験を行う職員

1 補助業務は、管理者又は管理者の指名する副管理者

2 作成業務は、管理者が指名する職員

第8 仮免許試験の申請等

1 申請の手続

申請は、別記第1号様式「運転免許申請書 仮免」（以下「申請書」という。）」により、高知県警察本部運転免許センター長又は当該教習所を管轄する警察署長（以下「免許センター長等」という。）に申請するものとする。

2 必要書類の添付

(1) 申請書には別記第12号様式「質問票（以下「質問票」という。）」、修了証明書、本籍が記載されている住民票の写し（個人番号が省略されているもの）、写真等必要な書類を添付するものとする。

(2) 県外居住者の仮免許申請を行う場合は、教習原簿の写しなど、その記載内容から当該教習所において現に教習を受けている者であることが確認できる書類を添付すること。

(3) 入校生に係る運転免許試験受験予定者データを公安委員会が準備する外部記録媒体に保存したものを添付する場合、別添の要領により提出をすること。

3 申請書の記載方法

(1) 申請書の記載方法は、次の各号によるものとする。

ア 記載欄

氏名、生年月日、本籍（国籍）及び住所欄は、住民票の写し又は、運転免許証のとおり文字で明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。

（注）申請書の取扱い、申請時の窓口における対応等については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、プライバシー保護に十分配慮すること。

イ 「現に受けている免許」欄

交付年月日、照会番号、公安委員会名、免許の種類、免許の条件、生年月日、免許証番号、性別を記入すること。

ウ 「受験番号」欄

(ア) 仮免許受験番号及び仮免許証番号を別表の「県内指定自動車教習所別受験番号等配分表」により行うものとする。

(イ) 受験番号は仮免許証番号と一致させ、暦年に関係なく追番号とし、配分表（番号）を消化した場合は最初の番号に戻ることとする。

エ 「資料区分」欄

「現に受けている免許」がある者は「J2」を、その他の者は「J1」を○で囲むこと。

オ 「練習方法」欄

別表の「県内指定自動車教習所別受験番号等配分表」により当該教習所の練習方法コードを記入すること。

カ 「受けようとする免許の種類」欄

「大型仮」、「中型仮」、「準中型仮」、「普通仮」のいずれかを○で囲むこと。

(2) 「適性試験結果」欄

適性試験結果欄は、規則第23条（適性試験）に基づいて行い、その結果を次により記入すること。

ア 視力

(ア) 裸眼で合格に達する者は、裸眼欄に裸眼視力を記入すること。

(イ) 矯正により合格に達する者は、眼鏡又はコンタクトに丸印を、オルソレンズを使用する者は、オルソレンズと記入し、矯正視力を記入するとともに、裸眼欄に裸眼視力を記入すること。

イ 視野

一眼の見えない者又は一眼が合格基準に達しない者については、他眼の左右視野の値をそれぞれ記入すること。

ウ 深視力

大型自動車等の受験者に対しては、3回行いその数値を記入すること。

エ 色彩識別能力

適又は否を○で囲むこと。

オ 聴力

第1号又は第2号（規則第23条第1項表中聴力欄第1号及び第2号）を○で囲むこと。

カ 身体等に障害のある者に対する取扱い

身体等に障害のある者に対する記載方法は、事前に免許センターの指導を受けること。

(3) 「年月日」欄

年月日欄は申請年月日を記入すること。

(4) 「写真」欄

写真欄には、規則第17条第2項第9号に基づく申請用写真を貼付すること。

(5) 「確認者」欄

確認者印欄は、管理者又は管理者の指名する者が確認し押印すること。

4 質問票の記載方法

(1) 質問票の注意事項欄の内容をよく理解させて正確な記入をさせること。

(2) 日付の元号の記載有無は問わないものとする。

(3) 誤記入をした場合は、同質問票への訂正ではなく、新たな質問票へ書き直しをし、誤記入した質問票は、免許センター長等へ確実に送付すること。

(4) 「はい」に回答があった場合は、聞き取りを行い公安委員会へ連絡をするとともに受験の可否についての判断を仰いだ後に試験を実施すること。

なお、聞き取り等については、プライバシー保護を十分配慮すること。

5 仮免許試験実施後の提出書類

仮免許試験実施後には、次の書類を免許センター長等に提出するものとする。

(1) 別記第1号様式「運転免許申請書 仮免」

(2) 別記第2号様式「仮免許試験の実施結果一覧表」

(3) 別記第3号様式「仮免許試験合格者名簿兼送付書」

(4) 別記第4号様式「仮免許証交付簿」

(5) 別記第5号様式「高知県収入証紙納付書」

(6) 別記第6号様式「答案用紙」

(7) 別記第7号様式「仮免許試験（学科）の実施簿」

(8) 別記第12号様式「質問票」

6 手数料納付の時期

仮免許試験手数料は、別記第5号様式「高知県収入証紙納付書」に必要事項を

記入し、高知県収入証紙を貼付して申請時に納付するものとする。

第9 仮免許試験

1 受験資格

受験者の資格は、法第96条第1項に定める受験資格を有するほか修了検定に合格した者で管理者の確認を受けた者とする。

受験時の本人確認は仮免許試験実施前に行い、本人確認書類は申請時に添付する書類を除き、旅券、健康保険の被保険者証、個人番号カードその他の書類で当該免許申請者が本人であることを確認するに足りるものとする。

2 試験の実施時期等

試験は1日1回とし、官庁の執務時間内に仮免許証の交付が受けられる時間帯に行うものとする。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に行った試験の仮免許証の交付は、休日明けの平日とする。

3 試験の場所

学科試験は、不正防止と公平性を確保できる静穏な教室で実施するとともに試験内容等に影響を及ぼすおそれのある教材等は撤去しなければならない。

4 試験の立会

指定教習所の施設において仮免許学科試験を実施する場合、警察職員の立会ができないときは、管理者又は副管理者の立会の下に行うこと。

5 試験前の確認

(1) 申請書

申請書は、前記第8の3のとおり記載しているかを確認すること。

(2) 質問票

質問票は、試験当日の試験実施前に受験者に記入させること。

(3) 受験者の確認

申請書、教習原簿等により受験者の人員点呼と資格確認を行い、受験番号を付与する。

(4) 適性試験

適性試験は、規則第23条の科目について学科試験前に実施するものとし、結果については、適性試験実施者が申請書の適性試験結果欄へ正確に記入し、実施者欄に押印をすること。

(5) 座席の指定

受験者数及び試験室の規模に応じ、受験番号により座席を指定する。

(6) 試験前の説明

学科試験を実施する前に別記第6号様式「答案用紙」を配付し筆記用具の携

帯を確認した後、次に掲げる説明を行うものとする。

ア 不正受験防止に関すること。

イ 試験の実施時間に関すること。

ウ 答案用紙の記載方法に関すること。

エ 途中の退室と再入室の禁止に関すること。

オ 質問に関すること。

カ 休日の仮免許学科試験の受験者は、仮免許証の交付日、有効期限等を説明し、これに理解を得られた者にのみ受験させること。

キ その他必要な事項に関すること。

6 学科試験問題

(1) 試験問題、答案用紙等の保管

ア 試験問題及び休日に実施した答案用紙は、管理者が施錠のある金庫等に収納し、常に厳重保管をして試験問題及び答案用紙の漏洩・盗難・紛失防止に万全を期するものとし、紛失等があった場合は、ただちに運転免許センター長（以下「免許センター長」という。）に報告すること。

イ 問題の出し入れは管理者が確実に行い、別記第8号様式「試験問題出入簿」に記録しておくものとする。

(2) 試験問題の指定

ア 学科試験問題は、管理者が保管する問題（以下「保管問題」という。）により行うものとする。

イ 管理者又は副管理者が保管問題を使用して試験を行う場合は、免許センター長（免許センター長が指定した者を含む。）から問題番号の指定を受けた後に行うこととし、問題番号の指定状況を明らかにすること。

(3) 試験問題の配付と試験実施要領

試験前の確認実施後に問題を配付し、答案用紙に問題番号その他必要事項を記入させ次の要領により円滑に試験を行うものとする。

ア 試験開始は「ただ今〇時〇分です。始めてください。」と時間を確認させ開始すること。

イ 試験室には、受験者全員から見える位置に時計を備付け、その時計を基準とすること。この場合において、不足の事態を想定し予備計測を行うこと。

ウ 試験終了時間を黒板等に明示すること。

エ 試験中は正面又は教室内を移動するなどにより監視すること。

オ 試験終了時間10分前及び1分前には受験者にその旨教示し答案用紙提出の準備をさせること。

カ 試験終了時間までに答案が終った受験者には、途中退室を認めてもよいも

のとするが再入室は禁止すること。

キ 試験を終了した時は「試験を終わります。筆記用具を置いてください。」と教示すること。

ク 試験が終了した時点で担当者は、自ら又は補助者が即時試験問題及び答案用紙を回収すること。

ケ 試験問題及び答案用紙の確認をその場で行うこと。

コ 合格発表のおおむねの時間を教示すること。

(4) 試験の採点

ア 試験終了の合図の後に解答をした試験問題に対しては、採点の対象としないものとする。

イ 採点は、誤り箇所を赤色で確認をしたうえ答案用紙の得点欄に点数を記入するものとする。

ウ 採点は、管理者又は副管理者が行い、仮免許証交付前に免許センター長等に合否の結果を受けるものとする。

(5) 合格発表

ア 合格発表は、口頭又は合格発表板等を用い行うものとするが、試験問題の解説等は行ってはならない。

なお、休日実施の仮免許学科試験の合格発表は、可能な限り休日の翌日に免許センター長等の確認を受けた後に行うこと。

イ 合格者に対しては、速やかに仮免許証の交付を行い、その他必要事項について教示するものとする。ただし、休日実施の仮免許証の交付は、休日明けの平日に行うこととする。

(6) 答案用紙の整理及び提出

ア 答案用紙は、試験実施日ごとに受験者数、使用問題、合否別に編冊し、別記第7号様式「仮免許試験（学科）の実施簿」によりその状況を明らかにするとともに速やかに免許センター長等に提出するものとする。

イ 答案用紙は、原則として別記第6号様式を使用するものとするが、採点が電算処理等によりマークシート用紙を使用する場合は、別記第6号様式の内容が網羅されている用紙を使用すること。

第10 仮免許証の作成等

1 仮免許証の受払い

管理者は、あらかじめ免許センター長等から必要な仮免許証用紙を受領し、施錠のある金庫等に保管し確実な管理に努めるとともに、仮免許証用紙を受領、記載、棄損の都度、別記第9号様式「仮免許証用紙受払簿」に記載してその状況を明らかにしておかなければならない。

なお、年度初めに前年度から繰り越しがある場合は、繰り越し数を第1行目に記載する。

2 仮免許証の記載

仮免許証は、仮免許試験に合格した者に対し、次により記載し作成するものとする。

(1) 免許証番号

仮免許証番号は、別表の「県内指定自動車教習所別受験番号等配分表」により仮免許証番号配分表により行うこと。

(2) 交付年月日

実際に仮免許証が交付される日を記入すること。

(3) 氏名、生年月日、本籍（国籍）、住所

次の項目に留意し、申請書・住民票の写し等と照合確認のうえ正確に記入すること。

ア 申請者が現に免許を受けている者である場合

現に受けている免許に係る免許証の氏名、生年月日、本籍（国籍）、住所（以下「氏名等」という。）を記載すること。

イ ア以外の者である場合

(ア) 住民基本台帳法の適用を受ける者

住民基本台帳法第12条第1項に規定する住民票の写しに記載されている氏名等を記載すること。この場合において、氏名の文字が戸籍法第7条に規定する戸籍簿に登載されている文字と異なる時は戸籍簿に登載されている文字を記載すること。

(イ) 住民基本台帳法の適用を受けない者

旅券、外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類（以下「旅券等」という。）に記載されている氏名、生年月日、本籍（国籍）を記載すること。

また、住所については、旅券等の提示だけでは確定することができないため、居住証明書の提示を求め、それにより確認をした後、仮免許証の住所欄に記載すること。

ウ 外国人の氏名記載時の留意点

(ア) 住民票の写し又は旅券等に、ローマ字で表記した氏名に漢字又は仮名が併記されている場合は、ローマ字による氏名に漢字又は仮名を併記すること。

また、住民票の写しに通称名が記載されている場合で本人が仮免許証に通称名の記載を希望する時は通称名も記載すること。

- (イ) ファースト・ネーム、ミドル・ネーム及びラスト（ファミリー）・ネームを有する者である場合は、ラスト・ネーム、ファースト・ネーム、ミドル・ネームの順に記載するものとし、氏名の全部が記載できないときは、ミドル・ネームについては頭文字のみを記載すること。
- (4) 有効期間
適性試験に合格した日から起算して6月目の年月日を記入すること。
- (5) 仮免許証の種類
仮免許証の種類欄には、「普通仮免許」と不動文字を印刷してあるので、普通仮免許の場合はそのままとし、大型仮免許、中型仮免許又は準中型仮免許の場合は「普通仮免許」の文字を二重線で抹消し、新たに大型仮免許、中型仮免許又は準中型仮免許と記載すること。この場合、ゴム印等による記載も可能とする。
- (6) 免許の条件
必要な条件を記入すること。
- (7) 写真
写真は、規則第17条第2項第9号に基づく申請用写真を貼付すること。
- (8) 押出スタンプ
管理者は、上記(7)までの記入等が終った仮免許証を前記第8の5の関係書類とともに免許センター等へ提出し、確認を受けた後、免許センター長等が保管する「高知県警察本部長」の押出スタンプによる契印を求めること。
- (9) 備考
免許の備考欄には、条件欄に記載できなかった条件又は記載事項の変更、その他必要な事項を記載すること。

第11 申請者への仮免許証の交付

1 交付の時期

仮免許証は、原則として試験の合格日に交付するものとする。やむを得ない理由により交付できなかった場合は路上教習開始前までに交付するものとする。ただし、休日に行った試験の合格者の仮免許証は、休日明けの平日に交付するものとする。

2 交付手数料の納付及び受領

交付手数料は、別記第5号様式「高知県収入証紙納付書」に必要事項を記入し、高知県収入証紙を貼付して交付時に納付するものとする。

3 仮免許証交付簿の提出

別記第4号様式「仮免許証交付簿」は、仮免許証を交付した都度、免許センター長等へ提出し確認を受けるものとする。

4 紛失等の防止

仮免許証を交付するときは、紛失・棄損等の防止及び再交付の申請要領等について指導教示しておくものとする。

5 再交付の手続き

(1) 仮免許証の再交付申請は、規則第21条の規定に基づく運転免許証再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）に、申請用写真2枚と必要書類を添付して提出させるものとする。

(2) 県外居住者の仮免許証の再交付申請を行う場合は、教習原簿の写しなど、その記載内容から当該教習所において現に教習を受けている者であることが確認できる書類を添付すること。

(3) 再交付申請書は、申請者が指定校を経由して申請することとし、指定校を管轄する警察署長がこれを受理するものとする。ただし、申請者が高知市又はいの町に所在する指定校に入所している者であるとき、又は指定校を経由せずに申請するときは、免許センター長が受理するものとする。

なお、再交付申請書を受理した時は、当該申請書の左上段に㊟と朱書して仮免許証の再交付申請であることを明らかにしておくこと。

(4) 免許センター長及び指定校を管轄する署長は、仮免許証の再交付をする時は、次に掲げるとおり作成及び交付手続きを行うこと。

ア 再交付する仮免許証（以下「再交付仮免許証」という。）は、再交付する前の仮免許証と同一のものを作成すること。

イ 再交付仮免許証の備考欄に、再交付年月日を記載すること。

ウ 再交付仮免許証は、再交付申請書を受理した日に即日交付するものとする。

また、再交付仮免許証を交付した時は、仮免許証交付簿に必要事項を記載し、その処理経過を明らかにしておくこと。

第12 実績報告及び検査等

1 実績報告

(1) 補助業務及び交付業務の実施結果については、補助業務及び交付業務の実施ごとに、別記第2号様式「仮免許試験の実績結果一覧表」により、前記第8の5の関係書類とともに免許センター長等に報告すること。

また、一月分を翌月10日までに別記第10号様式「仮免許補助業務等実施結果報告書（月報）」により、免許センター長に報告すること。

(2) 第8の6及び第11の2の規定で受理した「高知県収入証紙」については、別記第5号様式「高知県収入証紙納付書」に貼付し、公安委員会の確認を受けること。

2 委託業務の検査等

免許センター長等は、前記1による仮免許補助業務等実施結果報告書を受理したときは、速やかに検査を行うものとし、検査に合格しないときは、受託者に対して指定する期間内に修正を指示するとともに、受託者は当該期間内までに補正を完了して再検査を受けるものとする。

第13 委託料の請求

前記第12に掲げる検査に合格したときは、別記第11号様式の「請求書」を作成し、免許センター長を経由して警察本部長に請求するものとする。

第14 指導監督及び随時の検査

免許センター長は、委託業務が適正に執行されるよう、受託者及び委託業務に従事する職員に対して指導監督を行うものとする。

また、免許センター長等は、必要に応じて随時に検査を行うものとし、受託者は、検査を受けるに当たって免許センター長等の要求に応じて、必要な書類等を提示しなければならない。

第15 研修

受託者は、業務に必要な研修会を開催し、職員の知識及び能力の向上に努め、委託業務の充実を図ること。

また、免許センターが行う業務に関する研修等を受けさせること。

第16 問題等発生時の措置

委託業務実施中に事故等特異事案が発生した場合は、直ちに公安委員会に報告すること。

第17 別記様式の取扱いについて

原則として別記各様式により実施するものとする。

第18 協議等

受託者は、委託業務について公安委員会の指導を受けるほか、実施に当たって疑義が生じたときは、相互に協議を行うものとする。

別添

指定自動車教習所入校生に係る運転免許試験受験予定者データの提供について

みだし対象者に係る運転免許試験受験予定者情報をの提出方法は下記のとおりです。
記

- 1 対象データ
教習所入校生に係る運転免許試験受験予定者データ
- 2 データ搬送媒体等
 - (1) 媒体
免許センターが準備する自己暗号化機能付きUSB（別記仕様）
 - (2) パスワード
8桁以上16桁以内の任意のキーワード
 - (3) 搬送方法
USBは、免許センター又は警察署に持参する仮免許申請書類等に添付。
なお、パスワードは、收受時に口頭伝達又は書類にしない方法で伝達。
- 3 收受方法等
 - (1) 搬入
教習所職員が教習所でUSBの暗号化を解除し、対象データをUSBに格納して免許センターまたは警察署に持参。
 - (2) 収納・返却
以下の手順で対象データの収納、USBの返却を行う。
ア 免許センター又は警察署の担当者が、持ち込まれたUSBの暗号化を解除して対象データを県運転免許管理システムに収納。
イ USB内の対象データを削除。
ウ USBを自動車学校職員に返却。
- 4 その他
 - (1) USBの搬入を行う日時等については、都度、教習所職員が運転免許センター又は警察署担当者と調整するものとする。
 - (2) USBが故障又は破損した場合は、運転免許センター又は警察署において代替品と交換するものとする。

別記

磁気媒体（USB）の仕様等

項目	内容
容量	4GB
USB媒体	機能：自己暗号化機能付き （USBを装置から取り外すと自動的に暗号化される） ラベル表示：KデータNN（NNは01～） 媒体管理番号：○○○○

別表

県内指定自動車教習所別受験番号等配分表

教習所	区分 練習方法コード	配分受験番号	配分数
高知県自動車学校	8301	00001～04999	4999
高知中央自動車学校	8302	60000～67999	8000
高知自動車学校	8304	10000～14999	5000
東部自動車学校	8305	15000～19999	5000
須崎自動車学校	8306	20000～23499	3500
四万十自動車学校	8307	25000～28499	3500
宿毛自動車学校	8308	30000～32999	3000
安芸自動車学校	8309	33000～36499	3500
南国自動車学校	8313	45000～49999	5000
高知ニュードライバー学院	8314	50000～54999	5000
新土佐自動車学校	8316	69000～71999	3000

※ 注意事項

仮免許証を作成する場合は、受験番号と仮免許証番号を一致させ、暦年に関係なく追番号とし、配分数（番号）を全て付与した場合は、最初の配分数（番号）に戻って付与すること。

別記

第1号様式

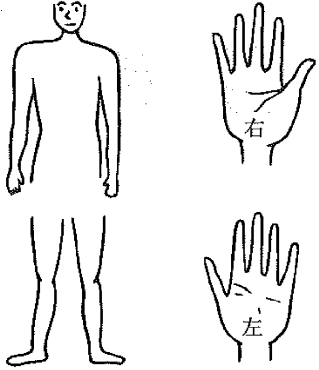
様式第3号 (2関係)

備考

一、太線で囲んだ欄のみ記載すること。
二、明りようにかい書で記載すること。

運 転 免 許 申 請 書 仮免																																									
高知県警察本部長 殿										年 月 日					撮影年月日 年 月 日																										
⑨ フリガナ		⑧ 氏 名			男・女	生年月日	昭和 年 月 日		平成 年 月 日		<div style="text-align: center;"> 写真貼付 (30×24mm) ここをはがして 写真を貼付して ください。 </div>																														
⑩ 本籍・国籍等		⑪ 住 所			試験免除の該当理由					電 話																															
④ 交付日		照会番号			年 月 日		交付公安委員会		公安委員会							白 宅																									
現に受けている免許の種類		普通			大特		大白二		普自二		小特		原付		けん引		中型		準中型		勤務先																				
免許の条件等		携 帯																																							
① 資料区分		J1			J2			受 験 番 号																																	
⑥ 生年月日		昭和 3 年 4 月		平成		年		月		日		⑦ 性別		男 1		女 2																									
③ 免許証番号																																									
⑬ 練習方法					資料作成者		印		確 認 者		印																														
⑬ 受けようと する免許の種類		大型仮		中型仮		準中型仮		普通仮																																	
		11		18		19		12																																	
免許を与える場合の条件等																																									
															実 施 年 月 日		年 月 日																								
適 性 試 果		裸 眼 視 力		左 0. 右 0.		眼 鏡 フォタクト		左 0. 右 0.		視 野		左 度 右 度		深 視 力		裸 眼 ・ 矯 正		1回目 mm		2回目 mm		3回目 mm		聴 力		1号		なし		補聴器		2号		運 動 適 ・ 否		弁 色 力 適 ・ 否		結 果 合 ・ 否		実 施 者 印	

仮運転免許申請書（裏）

身体障害の状態	備考
	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

合格証明	学科	確認者	技能	確認者
		印		印

第2号様式
第3号様式 (第2関係)
 (その1)

仮免許試験の実施結果一覧表

受託者名

センター長 (署 長)		次 長 (副署長等)		課長補佐 (課 長)		係 長		主 任		試 験 官	
年	月	日	氏 名	住 所	適性 試験	学科 試験	修了 検定	合否 の別	備 考		
仮免許学科試験実施日 (月 日)						仮免許証交付日 (月 日)					
受 験 者 数			免 除 者 数			補 助 業 務 数			交 付 業 務 数		

注 10件を超える場合は、2枚目以降の用紙を使用すること。

第3号様式

第1号様式（第2関係）

（その1）

所属長	次長等	課長補佐 （課長）	係長	主任	係

仮免許試験合格者名簿兼送付書

年月日	年 月 日
試験実施場所	教習所 ・ 免許センター
取扱者	

免許番号	氏名	備考

- 注 1 「年月日」欄は、試験日を記入すること。
- 2 「場所」欄は、試験場所を記入すること。
- 3 「取扱者」欄は、名簿作成者の氏名を記入すること。
- 4 再交付の場合は、「備考」欄に「再交付」と朱書すること。

第4号様式

第4号様式（第2、第3関係）

（その1）

所 属 長	次 長 等	補 佐 (課 長)	係 長	主 任	係

仮免許証交付簿

年 月 日	年 月 日
交 付 場 所	
交 付 責 任 者	

免 許 番 号	氏 名	交 付 者	備 考

- 注
- 1 「年月日」欄は、交付日を記入すること。
 - 2 「交付場所」欄は、仮免許証の交付場所を記入すること。
 - 3 「交付責任者」欄は、指定交付日の交付責任者（管理者）の氏名を記入すること。
 - 4 「交付者」欄は、実際に仮免許証を交付した者が氏名を記入し、又は押印すること。
 - 5 再交付の場合は、「備考」欄に「再交付」と記載すること。
 - 6 原則として、試験の合格日に交付できなかった場合は、実際に仮免許証を交付した日を「備考」欄に記入すること。
 - 7 10件を超える場合は、（その2）の用紙を使用すること。

第5号様式

年 月 日

高知県公安委員会 殿

氏 名

高知県収入証紙納付書（運転免許関係）

納 付 額	¥		円	
納付の原因	試験手数料		限定解除審査手数料	普通二輪車講習手数料
	〃（仮免許）		初心運転者講習通知手数料	応急救護処置講習手数料
	免許証交付手数料（仮免許）		普通車講習手数料	応急救護処置（二）講習手数料
	免許証再交付手数料（仮免許）		大型二輪車講習手数料	高齢者講習手数料
	普通旅客車講習手数料		中型旅客車講習手数料	講習予備検査手数料
	大型旅客車講習手数料		準中型車講習手数料	

はりつけ箇所

第6号様式

答 案 用 紙												合 否		点	
試験種別			受験番号			氏 名			問題番号			整理番号			
問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	
1			11			21			31			41			
問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	
2			12			22			32			42			
問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	
3			13			23			33			43			
問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	
4			14			24			34			44			
問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	
5			15			25			35			45			
問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	
6			16			26			36			46			
問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	
7			17			27			37			47			
問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	
8			18			28			38			48			
問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	
9			19			29			39			49			
問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	問	正	誤	
10			20			30			40			50			

注1 正または誤を○で囲むこと。もし、誤って○をつけたときは⊗で消すこと。

なお、一度⊗したのを生かすときは、○のとおりに記載すること。

2 答案用紙の右上部に教習所名を記載すること。

試験問題出入簿

管理者		取扱責任者		取扱者		出	月	日	時	分	問題 符号	～
						入	月	日	時	分		～
管理者		取扱責任者		取扱者		出	月	日	時	分	問題 符号	～
						入	月	日	時	分		～
管理者		取扱責任者		取扱者		出	月	日	時	分	問題 符号	～
						入	月	日	時	分		～
管理者		取扱責任者		取扱者		出	月	日	時	分	問題 符号	～
						入	月	日	時	分		～

第10号様式

仮免許補助業務等実施結果報告書（月報）

受託者名

年 月分

センター長	次 長	課長補佐	係 長	主 任
補 助 業 務 数			作 成 ・ 交 付 数	
件			件	

第11号様式

請 求 書

金額 円

ただし、仮免許試験補助業務等受託料（ 月分）として

補助業務 件 円

交付業務 件 円

上記の金額を請求します。

年 月 日

高知県警察本部長 様

所在地

名 称

代表者

振込先

銀行 店

当座・普通 口座番号

口座名義人

備考 押印を省略する場合は、発行責任者及び担当者の氏名、連絡先（電話番号）の記載をすること。このとき、発行責任者と担当者は同一人物でも差し支えない。

質 問 票

次の事項について、該当する□に・印を付けて回答してください。

- 1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）
を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。 □はい □いいえ
- 2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、
一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。 □はい □いいえ
- 3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、
日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上
となったことがある。 □はい □いいえ
- 4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日
以上続けたことが3回以上ある。 □はい □いいえ
・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けている
にもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。
- 5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよ
う助言を受けている。 □はい □いいえ

高知県公安委員会 殿

年 月 日

上記のとおり回答します。

氏名

（注意事項）

- 1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。
(運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。)
- 2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。
- 3 提出しない場合は手続きができません。

令和 年 月 日

高知県警察本部長 様

会社の所在地

会社名

担当者

印

電話

FAX

電子メール

「仮運転免許試験補助業務及び仮運転免許証作成、交付業務委託」
に関する質問書

質
問
事
項

連絡先：高知県警察本部警務部会計課用度係 FAX番号 088-872-0868

又は電子メール：g003@police.pref.kochi.jp